（上席監視官及び監視官）

第三百六十三条の二　沖縄地区税関の監視部に、上席監視官二十五人以内及び監視官四十七人以内を置く。

［２・３　略］

（国税実査官）

第四百十条　課税部及び徴収部を通じて国税実査官二百六十五人以内を置く。

２　［略］

（国税調査官）

第四百十二条　調査課に、国税調査官六十三人以内を置く。

２　［略］

（国税査察官）

第四百十三条　査察課に、国税査察官三十四人以内を置く。

２　［略］

（国税管理官）

第四百六十六条の四　総務部を通じて国税管理官一万千六十八人以内を置く。

２　［略］

（国税実査官）

第四百八十五条　課税部並びに課税第一部及び課税第二部を通じて国税実査官三千七百三十五人以内を置く。

２　［略］

（国税実査官）

第四百九十七条　徴収部を通じて国税実査官六百四十二人以内を置く。

２　［略］

（国税徴収官）

第四百九十八条　徴収部を通じて国税徴収官千百十七人以内を置く。

２　［略］

（国税調査官）

第五百十七条　調査査察部（東京国税局にあっては、調査第一部、調査第二部、調査第三部及び調査第四部、大阪国税局にあっては、調査第一部及び調査第二部、名古屋国税局にあっては、調査部とする。）を通じて国税調査官二千八百五十人以内を置く。

２　［略］

（国税査察官）

第五百十八条　調査査察部（東京国税局、名古屋国税局及び大阪国税局にあっては、査察部とする。）を通じて国税査察官千七百四十二人以内を置く。

２　［略］

（国税管理官）

第五百三十九条の四　沖縄国税事務所に、国税管理官二百四十六人以内を置く。

２　［略］

（上席監視官及び監視官）

第三百六十三条の二　沖縄地区税関の監視部に、上席監視官二十五人以内及び監視官四十六人以内を置く。

［２・３　同上］

（国税実査官）

第四百十条　課税部及び徴収部を通じて国税実査官二百五十七人以内を置く。

２　［同上］

（国税調査官）

第四百十二条　調査課に、国税調査官六十人以内を置く。

２　［同上］

（国税査察官）

第四百十三条　査察課に、国税査察官三十一人以内を置く。

２　［同上］

（国税管理官）

第四百六十六条の四　総務部を通じて国税管理官一万千九人以内を置く。

２　［同上］

（国税実査官）

第四百八十五条　課税部並びに課税第一部及び課税第二部を通じて国税実査官三千七百十人以内を置く。

２　［同上］

（国税実査官）

第四百九十七条　徴収部を通じて国税実査官六百三十二人以内を置く。

２　［同上］

（国税徴収官）

第四百九十八条　徴収部を通じて国税徴収官千百十五人以内を置く。

２　［同上］

（国税調査官）

第五百十七条　調査査察部（東京国税局にあっては、調査第一部、調査第二部、調査第三部及び調査第四部、大阪国税局にあっては、調査第一部及び調査第二部、名古屋国税局にあっては、調査部とする。）を通じて国税調査官二千八百三十七人以内を置く。

２　［同上］

（国税査察官）

第五百十八条　調査査察部（東京国税局、名古屋国税局及び大阪国税局にあっては、査察部とする。）を通じて国税査察官千七百三十二人以内を置く。

２　［同上］

（国税管理官）

第五百三十九条の四　沖縄国税事務所に、国税管理官二百四十三人以内を置く。

２　［同上］